

議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年1月28日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、自由刑である懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されることに伴い、本組合の関係する条例についても所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例(平成25年条例第26号)
の一部を次のように改正する。

第24条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第25条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉西部消防組合行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 埼玉西部消防組合行政不服審査会条例(平成28年条例第1号)の一部
を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉西部消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 埼玉西部消防組合個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年条例
第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以
下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例
によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の
条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に
定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法
律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲

役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。